

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長、長野市選挙管理委員会及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年6月29日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	近	藤	満里
同	宮	崎	治夫

措置の通知

令和3年度 財政援助団体等監査（3監査第149号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 給付金の認定について</b> (報告書10ページ)</p> <p>共済金給付要綱では、給付金の請求は給付事由の発生の日から2年以内に行うものとされているが、給付請求書に記載された請求日や受付印押印日が事由発生から2年を超えていた事例があった。</p> <p>これらは、会員事業所から事前連絡があった場合に、やむを得ないケースとして受理しているものであるが、要綱に基づき適正な給付認定事務を行うとともに、時効に関する規定の周知をより徹底されたい。</p> <p>(共済会)</p> <p>(意見)</p> <p><b>1 共済会の財務状況について</b> (報告書10ページ)</p> <p>令和2年度末の一般正味財産は 131,321,992円、令和2年度の経常費用 121,174,444円を上回る内部留保があることから、健全な財務状況であるといえる。</p> <p>なお、一般正味財産が増え続ける場合は、受取会費との比較で会員への還元が不足しているとの判断になるので、一般正味財産が適切な規模となるよう留意されたい。</p> <p>(共済会)</p> <p><b>2 長野市補助金について</b> (報告書10ページ～11ページ)</p> <p>共済会は、中小企業に働く勤労者の福利厚生と経済的・社会的地位の向上及び福祉の向上を図る目的で、運営費補助として、市から年額2,000万円の補助金の交付を受けている。</p> <p>平成20年度に市の包括外部監査で、当時年額2,500万円の補助金が当期収入額の23.9パーセ</p>	<p>本件については、会員事業所から事前連絡があった場合に、やむを得ない事例として、給付金請求期限について1か月程度猶予を取って運用していたものである。</p> <p>給付金の認定については、要綱に沿った事務処理を徹底するとともに、引き続き、会報やホームページを活用し、期限内の確実な請求について周知、徹底を図る。</p> <p>(共済会)</p> <p>予算の執行面では、死亡弔慰金や傷病見舞金などの給付件数や給付額など予想し難い面もあるが、今後も会員のニーズに沿った魅力ある事業の構築と的確な執行により、一般正味財産が適切な規模となるよう努める。</p> <p>(共済会)</p> <p>中小企業勤労者等の福祉向上を図り、地域社会の発展に寄与するための共済会事業であるべく、引き続き健全な財政運営を行う。</p> <p>(共済会)</p>

## 措置の通知

令和3年度 財政援助団体等監査（3監査第149号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ントを占めていたことから、補助額の逡減と会費の引上げを検討するよう意見があり、平成26年度に会費を月額300円から現在の月額450円に引上げ、補助金額も年額2,000万円に減額された。</p> <p>見直しにより、令和2年度の当期収入額のうち補助金は16.5パーセント、受取会費は73.5パーセントとなっており、当期収入額に占める補助金額及び割合は大幅に減少している。</p> <p>今後も引き続き加入者負担である会費と市からの補助金の割合等の妥当性を検証し、自立的な経営の維持に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（共済会）</p> <p><b>3 共済給付金の定期的な見直しについて</b> （報告書11ページ）</p> <p>在職中の生活安定に係る事業である共済給付金は、会員の結婚、出産、子どもの小学校入学時等に給付する祝金や、会員本人や親等の死亡時に給付する死亡弔慰金などがある。</p> <p>親の死亡に係る弔慰金は1件当たり10,000円で、令和2年度の共済給付金は5,950,000円（共済給付金全体の15.5パーセント）、一方、会員の子どもの小学校入学、中学校卒業に係る祝金はそれぞれ1件当たり5,000円で、令和2年度の共済給付金は3,575,000円（同9.3パーセント）である。</p> <p>子どもの入学、卒業に係る祝金は、少子化により給付件数の減少が見込まれるとともに、これから学費などの生活費が掛かる場面での給付であり、より給付の効果が大きいと思われるため、今後の給付件数の推移を勘案して、給付単価の引上げ等を検討されたい。</p> <p>また、現状の共済金給付では、事実婚の場合の給付（配偶者の死亡弔慰金、結婚祝金など）が認められていないが、遺族年金の受給、健康保険の被扶養者、市営住宅の入居、不妊治療費の助成などにおいて、事実婚の場合にも適用が拡大される状況となっている。</p> <p>このため、本共済給付事業における見直しの</p>	<p>措置（改善）状況</p> <p>共済給付金については、会員からの問い合わせに応じて随時、見直しの必要性を検討している。</p> <p>今後も会員要望や社会情勢、他の給付金等の状況をみながら、共済給付事業における見直しの必要性や給付の際の確認方法について、定期的に見直しを図る。</p> <p style="text-align: right;">（共済会）</p>

## 措置の通知

令和3年度 財政援助団体等監査（3監査第149号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>必要性や給付の際の確認方法などについて検討されたい。</p> <p>共済会では、平成26年度に給付金の全面的な見直しを行っているが、会員のニーズを把握し、今後も定期的な見直しを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（共済会）</p> <p><b>4 加入促進について</b> （報告書11ページ～12ページ）</p> <p>共済会の会員企業数は近年減少傾向であるが、会員数は正規雇用以外のパート社員などの加入促進により微増している。</p> <p>令和2年度末の市内の中小企業数は17,038事業所、中小企業雇用者数は146,909人であり、共済会の会員企業数は1,484事業所、会員数は16,540人である（市内の中小企業数及び中小企業雇用者数は、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉センター推計値）。</p> <p>共済会への加入率は、単純計算では事業所数で8.7パーセント、雇用者数で11.3パーセントにとどまっているが、独自の福利厚生制度を導入している事業所や家族のみの事業所を除いた実質的な対象事業所の数は不明であることから、商工労働課と共済会が連携して、新たに共済会に加入する可能性がある事業所がどの程度あるのか把握した上で、対象事業所の規模や特性に応じた効果的な加入促進の取組を行われたい。</p> <p>また、共済会の会員は、従業員300人以下の事業所と定めているが、300人を超えた場合でも、共済会事業に関する規則に基づき、理事長が認めた場合は特例として会員事業所としており、現在、3事業所がこれに該当する（社会福祉法人長野市社会事業協会、社会福祉法人長野市社会福祉協議会、地方独立行政法人長野市民病院）。</p> <p>それぞれの事業所は、入会当初は従業員数が300人以下であったが、その後300人を超えた以降も継続的に会員として認められてきたものと思われるが、特例規定の適用については、従</p>	<p>長野市勤労者共済会は、長野市内の中小企業に勤務する中小企業勤労者及び市民に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的として、会員企業に対し、福利厚生の実施を図るため、様々な事業を行っている。</p> <p>未加入の企業については、共済会会報やホームページに加え、商工会議所だよりなどを参考に加入勧奨を行っている。</p> <p>共済会への加入率は、中核市の中で39団体中4位に位置しており、また県内でも松本市や上田市と比較して高い加入率となっており、今後も現在の水準を維持していくよう努めていく。</p> <p>共済会と商工労働課が連携し、これまでに行ってきた加入勧奨の見直しを図り更なる加入率の向上に繋がる効果的な加入促進の方法を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（共済会・商工労働課）</p> <p>300人を超える従業員を要する加入事業所については、事業に関する規則との整合が図れるよう運用方法について検討する。</p> <p style="text-align: right;">（共済会）</p>

## 措置の通知

令和3年度 財政援助団体等監査（3監査第149号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>業員数が年度により 300人を前後するような一時的な場合に限るのが適当と思われる。</p> <p>当該3事業所は従業員数が恒常的に 300人を超えており、特例規定を適用することは適切ではないため、共済会の設立目的を踏まえ、会員資格の範囲やその運用方法について見直しをされたい。</p> <p style="text-align: center;">（共済会・商工労働課）</p>	